

(意見書案第2号)

悪質商法による消費者被害をなくすために預託法並びに特定商取引法
及び同法指針の改正並びに特定商取引法の執行強化を求める意見書

消費者庁の「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)は、令和2年8月19日に報告書を取りまとめ公表した。

その中で、過去に発生した高齢者をはじめ多くの消費者に財産被害をもたらした、販売を伴う預託等取引契約については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値であると捉えるのが相当であることから、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)において、原則禁止とすることなどを明記した。

消費生活相談では、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡がつかないなどの相談が急増しており、解決を図ることが容易ではなく深刻な事態である。また、新型コロナウイルス感染症拡大による消費者の不安に付け込む、マスクなどの送りつけ商法(ネガティブ・オプション)についても社会問題となった。

検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性に付け込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が提言された。社会問題となっているこれらの課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要である。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 検討委員会の報告書を踏まえ、販売を伴う預託等取引契約を原則禁止とした預託法の改正に向けた検討を早急に進め、今通常国会において改正すること。
- 2 詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今通常国会で特定商取引法を改正すること。
- 3 送りつけ商法については、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的措置を講じること。
- 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

} 宛